

船舶事故調査報告書

平成28年4月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年2月19日 08時00分ごろ
発生場所	徳島県阿南市中島港 中島港南防波堤灯台から真方位220° 1,060m付近 (概位 北緯33°56.8′ 東経134°41.5′)
事故の概要	砂利採取運搬船第六幸徳丸は、離岸作業中、また、作業船小槌2号は、係留中、両船が衝突した。 第六幸徳丸は、船首部に擦過傷を生じ、また、小槌2号は、左舷船尾部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年3月3日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 砂利採取運搬船 第六幸徳丸、480トン 129097、前田海運株式会社 B 作業船 小槌2号、5トン未満（長さ7.15m） 243-28997三重、勘成石材採取有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船尾部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約8m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の初期 阿南市には、2月17日09時45分に強風注意報が、19日03時51分に波浪注意報が発表され、本事故当時も継続していた。
事故の経過	A船は、船長Aが出港操船に当たり、左舷着けしていた岸壁を離れ、船首及び船尾の錨を巻き揚げていたところ、船首の錨が先に揚がり、風の影響を受けて船首が左に振れ、機関を後進としたものの、A船の船首部がB船の左舷船尾部に衝突した。 B船は、岸壁に係留中の押船に左舷着けで無人で係留していた。
分析	A船は、風速約8m/sの北西風が吹く状況下、船首及び船尾の錨を巻き揚げながら離岸作業を行っていたところ、錨の揚がった船首が風に圧流されたことから、係留中のB船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、風速約8m/sの北西風が吹く状況下、A船が、離岸作業を行っていたところ、船首が風に圧流されたため、係留中のB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・強風下で離岸作業を行う際には、引船を操船の補助につけるなど慎重な操船を行うこと。